

茨城大学知的財産ポリシー

平成17年 3月17日

学 長 裁 定

茨城大学は、地域における学術文化の拠点として、知の創造をめざす学術研究活動を推進するとともに、その成果である知的財産（教育研究活動により生ずる有形、無形の成院推猷点榛

2 . ポリシーの対象者

明を発明者に返還することができる。ただし、発明者が返還を希望しないときは、大学の